

特別養護老人ホーム ラック 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人善心会が開設する介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス、指定短期入所生活介護サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活へ復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との綿密な提携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び住所等は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム ラック
- 2 所在地 岐阜県安八郡神戸町大字北一色字元神明 10 番地

第2章 職員の職種、員数、及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。空床利用型短期入所生活介護は、すべての職種において兼務する。

一 施設長 1人 （常勤職員 1人）

常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

二 医師 1人 （嘱託職員 1人）

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員 1人 （常勤職員 1人）

入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

四 介護職員 26人以上

入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

五 看護職員 4人以上

入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。

六 管理栄養士等 2人 (常勤職員 1人 / 非常勤職員 1人)

食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導を行う。

七 機能訓練指導員 1人 (常勤職員 1人)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員 1人 (常勤職員 1人)

施設サービス計画の作成を行う。

九 事務職員 2人 (常勤職員 2人)

必要な事務を行う。

十 歯科衛生士 1人 (非常勤職員 1人)

口腔ケア、フレイル予防、訪問歯科対応などを行う。

十一 調理員 4人 (委託職員 4人)

給食業務を行う。

給食業務については、委託事業とし施設より委託契約を受けた事業者が実施する。

第3章 入 所 定 員

(入所定員)

第5条 施設の入所及び空床利用型の短期入所の定員は、60人とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規定概要、従事者の勤務体制、その他の選択に関する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(サービス利用料金)

第8条 別記の料金表によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額（負担割合証に定める負担割合を適用）と居住費および食費に係る合計金額をお支払ください。サービスの利用料金は、入所者の要介護度および、居住している部屋の形態によって異なります。

(サービスの内容および利用料金の変更)

第9条 入所者に対するサービスの内容および利用料金等の変更等がある場合は、事前に利用者あるいはその家族に対して、その変更内容および変更理由を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第10条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護をけることが困難な者に対して、サービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入所者の心身の状況、置かれている環境に照らし、入所者が居宅で日常生活を営むことができるか否か検討する。検討に当たっては、従事者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入所者にたいして、本人及びその家族の要望、退所に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第12条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成しサービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の事業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第13条 入所者の心身の状況に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

- 3 従業者は、サービス提供に当たって、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 入所者本人又は他の入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きは下記のとおりとする。
 - ① 第一に、他の代替案を検討する。
 - ② 実施に当たっては、必要最小限の方法、時間、期間、適正な実施方法、安全性、経過確認の方法について検討する。
 - ③ 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぐ。
 - ④ 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡する。
 - ⑤ 事前もしくは事後すみやかに施設長、介護支援専門員、介護職員、看護師、生活相談員、家族等が参加する緊急ケアカンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、対応方針等を確認し、家族等の同意を受け、ケアプランを作成する。
- 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

- 第 14 条 1週間に 2 回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭する。
- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
 - 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 5 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
 - 6 入所者の負担により、施設の従事者以外の者による介護は受けさせない。

(食事の提供)

- 第 15 条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 2 食事の時間は概ね以下のとおりとする。

一 朝食	7：30～8：30
二 昼食	12：00～13：00
三 おやつ	15：00
四 夕食	18：00～19：00

(相談及び援助)

- 第 16 条 入所者又はその家族に対して、その相談に適応に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第 17 条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所のためにレクリエーションの機会を設ける。
- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第 18 条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 19 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(入所者の入院期間の取り扱い)

第 20 条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(利用料等の受領)

第 21 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合証に定める負担割合とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
3 サービス提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者又はその家族の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書交付)

第 22 条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用について説明し、入所者の同意を得る。

第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第 23 条 入所者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練相談員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第 24 条 入所者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康保持)

第 25 条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第 26 条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第 27 条 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、また自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩・口論・泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。
- 六 職員及び他の利用者に対する故意の暴力・暴言、ハラスメント行為。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 28 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも 3 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第 7 章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第 29 条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所の記録の記載)

第 30 条 入所に際して、入所年月日、施設の種類、名称を被保険者証に記載する。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入退所に関する市町村への通知)

第 31 条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第 32 条 入所者に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

二 繼続研修 年 1 回以上

(衛生管理等)

第 33 条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第 34 条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(掲 示)

第 35 条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 36 条 施設の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 37 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第 38 条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示を求め、または市町村からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第 39 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(緊急時等における対応方法)

第 40 条 入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第 41 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第 42 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。空床利用型短期入所生活介護サービスの会計は、特別養護老人ホーム ラックと同一会計とする。

(記録の整備)

第 43 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、当該記録を整備した日から 5 年間保存する。

(高齢者虐待防止の取り組み)

第 44 条 当施設は、高齢者虐待防止指針を定め、以下に掲げる措置を講じ利用者に対する高齢者虐待防止に取り組み、利用者の人権及び尊厳を守ります。

- 一 高齢者虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者への周知徹底を図る。
- 二 高齢者虐待防止指針を整備する。
- 三 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 五 高齢者虐待、又は高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発防止策を講じるとともに県へ報告する。

(その他)

第 45 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人善心会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(通常の送迎実施地域)

第 46 条 送迎実施地域は、神戸町・池田町・大野町・揖斐川町・真正町・大垣市の一帯（国道 21 号線

より北側地域)とする。上記以外の地域については別途協議するものとする。

附 則

この規定は 平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は 平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は 平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は 平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 4 年 5 月 1 日から施行する。